

第3回第3ワーキンググループ会合 議事概要

1 日 時 令和4年8月22日（月）15:00～16:37

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委 員】

津谷 典子（座長）、佐藤 香

【臨時委員】

會田 雅人、宇南山 卓、加藤 久和、川口 大司

【審議協力者】

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、
日本銀行、神奈川県、大阪府

【事務局】

(総務省)

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、小山次長、吉野政策企画調査官
政策統括官（統計制度担当）：山形参事官、川原企画官

4 議 事

（1）暮らしや生き方に関する統計の整備

（Well-beingをめぐる状況について）

（2）雇用・労働環境の実態をより的確に把握する統計の整備

（毎月勤労統計調査の現状と今後の改善について）

（働き方の変化の実態把握について）

（船員労働統計調査の今後の改善について）

（3）教育をめぐる状況変化等に対応し、その変化を的確に捉える統計の整備

（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について）

5 議事概要

冒頭、事務局から資料6に基づき、前回WGにおいて次回までに整理するとした件（障害者統計の充実に向けた対応、消費動向指数（CTI）の開発、精度向上及び家計調査の公表早期化）について説明があり、特段の質疑はなく、了承された。

各議題の概要是、以下のとおり。

(1) 暮らしや生き方に関する統計の整備

事務局及び内閣府から、資料1－1、1－2に基づき、Well-beingをめぐる状況について説明があり、質疑応答が行われ、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）について、再度案を検討することとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・ Well-beingに関する調査は、（統計法でいう統計調査ではなく）満足度など意識に関する調査ではあるが、今の時代に必要なもの。ただし、客觀性の問題についてどこまで扱えるのかということと、諸外国の満足度調査との整合性等も踏まえて検討していく必要がある。
- 多面的に人々の生活を捉えることの必要性については、特に新型コロナの感染拡大の中で実感したところであり、満足度・生活の質に関する調査で把握し、その結果を政策に役立てていくことが重要であると認識している。また、先進国ではこれと同様の調査を実施しているものと承知しており、OECDでは「より良い暮らし指標」を公表している。これが各国のベースになっており、我が国においても、これを参考にして指標を作成して分析している。今後も他の国の動向も意識しながら取組を進めていきたい。
- ・ Well-beingは国際的にも広く取り組まれているが、同時に、こういう指標には長く批判もある。第Ⅱ期基本計画作成時の審議でも、意識調査の基本計画での取扱いについて慎重な意見があつて盛り込まれなかつた経緯があり、その後も特に問題は改善していないと思う。2019年の論文では、去年と今年の日本人を比較してどちらが幸せになっているのかを、3以上の選択肢がある質問で比較可能かどうか分析されており、結論は比較できないとなっている。また、それ以前の論文でも、GDPが上がっても幸福度は上がらないなど、これまで様々な学術的な議論がされている。こういった議論があり、結果数値の解釈等といった課題も解消していない中では、事務局案について、そもそも今回の基本計画に盛り込むべきかどうかも含めて慎重に検討をした方が良い。
- 内閣府では、この満足度調査のための研究会を設けており、学術経験者の方からも御指導をいただきながら、問題点等について解決していきたい。
- ・ Well-beingは重要な取組であるが、時系列の比較は重要ではなく、むしろ、日本人の平均的なWell-beingがどういう構造になっているかを把握することに注力すれば、より価値が高まるのではないか。その意味では、基本計画に記載しなくとも、内閣府の研究会等において、その構造が他国と比較してどのような違いがあるのか等といった、国際比較も視野に入れて引き続き検討を進めてほしい。
- OECDとも連携しながら検討していきたい。
- ・ Well-beingについて、政策的なニーズがあるのは分かるが、第Ⅱ期基本計画時に掲載が見送られた事情から変化がないのであれば、今回の基本計画に盛り込まれることには違和感がある。今回の基本計画に盛り込むのであれば、第Ⅱ期基本計画時と事情が変化したという説明が必要ではないか。

- ・ 今回、骨太の方針等、行政上の政策的ニーズが高まっているという点を踏まえて、事務局案を提案したが、いただいた意見を踏まえて、再度、事務局や内閣府と相談して次回の会合で対応案を提示したい。

(2) 雇用・労働環境の実態をより的確に把握する統計の整備

ア 毎月勤労統計調査の現状と今後の改善について

事務局及び厚生労働省から、資料2-1、2-2に基づき説明があり、質疑応答が行われ、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）について了承された。

主な発言は以下のとおり。

- ・ この調査では、抽出率逆数を用いた復元処理を行っているとのことだが、回収率は100%ではなく、また、都市や地方、事業所規模によっても違うが、回収率の違いも考えて復元倍率を設定しているのか。
→ 抽出率逆数を用いた復元処理については、ローテーションサンプリングを採用したこと、第一種事業所の調査客体が3分割されており、それぞれごとに抽出された時点でのウェイトが異なるために、抽出率逆数を乗じて処理をしている。また、集計に当たっては、母集団労働者数を用いた比推定を行い、それをウェイトにして賃金や労働時間を算出しており、比推定の部分で回収率も考慮して復元がされる。
- ・ 毎月勤労統計調査については、統計委員会からも御意見をいただいている。様々な課題はあるが、厚生労働省の研究会の中で引き続き検討し、改善していきたい。

イ 働き方の変化の実態把握について

事務局及び総務省から、資料3-1、3-2に基づき説明があり、特段の質疑はなく、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）について了承された。

ウ 船員労働統計調査の今後の改善について

事務局及び国土交通省から、資料4-1、4-2に基づき説明があり、質疑応答が行われ、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）について了承された。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 行政記録情報の活用可能性を検討するということだが、具体的にどういう行政記録情報があるのか。
→ 船員に関する規定を定めている船員法において、船員の数などを把握している第111条報告がある。
・ 第111条報告では、賃金などは把握していないのか。
→ 把握していない。
・ 本調査は日本船籍の船舶のみ調査対象とあるが、外国船籍に乗船している日本人の船員は調査対象になっていないのか。
→ 日本船籍に乗船している船員の実態を把握しており、外国船籍に乗船している日本人の船員は対象になっていない。諮問第146号の答申の今後の課題の（4）で、

外国籍船に乗り組む船員の把握も検討するように指摘されており、今後検討していきたい。

- ・ 船員労働統計調査については、昨年の統計委員会答申において、複数の課題が指摘されているところであり、それらへの対応に鋭意取り組んでもらいたい。

(3) 教育をめぐる状況変化等に対応し、その変化を的確に捉える統計の整備

事務局及び文部科学省から、資料5-1、5-2に基づき、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について説明があり、質疑応答が行われ、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）について了承された。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 調査時期が1年間になっているが、実際にはいつ調査票の配布・回収が行われるのか。
→ 每年3月初旬に各都道府県に調査依頼をして調査票を配布し、5月末目途を提出期限としている。
- ・ 新しい試みを重ねたことに感謝したい。これからも実態の把握ができるよう現場の声を聞きながら、改善を進めていってほしい。
- ・ 「学校コード」を使用することだが、これは永久番号のような形になっているのか。また、同じ番号を再利用することはあるか。
→ 「学校コード」については、学校の廃止や統合がなければ同一のものが永久に付される。また、同じ番号が再利用することはない。
- ・ 学校が統廃合された場合、「学校コード」は新規の番号が付されるのか。
→ 主たる学校の「学校コード」番号がそのまま継続して使用され、それ以外の学校に付された「学校コード」は廃止される。

(4) その他

次回の会合は9月14日（水）に開催予定。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>